

中央教育審議会教育振興基本計画部会「第2期教育振興基本計画について (審議経過報告)」（平成24年8月24日）への要望書

日本教育大学協会

1. はじめに

中央教育審議会は、「第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)」(以下、「審議経過報告」と略記する)の発表後、8月28日に「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(以下、「大学教育答申」と略記する)および「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(以下、「教員の資質能力答申」と略記する)を答申した。

日本教育大学協会は、「生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」の質的転換に改革の方向性を定めた「大学教育答申」と、「学び続ける教員像の確立」を課題とし「教育委員会と大学との連携・協働により学び続ける教員を支援する仕組みを構築」しつつ「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付ける」ことに教員養成改革の方向性を定めた「教員の資質能力答申」とは通底しており、不可分の関係にあると考えている。

そして、日本教育大学協会は、「開放制」と「大学における教員養成」を制度原則とする日本の教員養成の向上・発展に責任をもつ立場から、両答申におけるこうした改革の基本的な方向性を支持している。本協会としても、一方で大学教育の質的転換、他方で学び続ける教員を支援する仕組みの構築と教員養成の修士レベル化を同期させて進行することに取り組んでいくことが重要と捉えている。

以下の「審議経過報告」に対する意見・要望は、中央教育審議会の両答申が求める改革を実現するとの本協会の立場に基づくものである。

2. 「基本施策3 教員の資質能力の総合的な向上」をめぐって

「審議経過報告」のこの部分は、「教員の資質能力答申」の内容を第2期教育振興基本計画に盛り込むことを企図しているものとみられる。その意味で、当該箇所は、本協会の立場からは特に重要な部分であるといえる。少なくとも次の3点が検討されるべきである。

第1は、41ページ【主な取組】の「3-1」のタイトルに「教員養成の修士レベル化」がキーワードとして明記されるべきである。

「審議経過報告」での「3-1」のタイトルは、前ページ「基本的な考え方」の後段部分の繰り返しにすぎず、「主な取組」の表現としては適切さを欠き、具体性に乏しいため修正すべきである。その際、「教員養成の修士レベル化」は、「教員の資質能力答申」のキーワードであり、平成25年度から29年度の5年

間に、その実現に向けて着実に進めるようタイトルに明示すべきである。

また、「3-1」の説明文も、学部における教員養成の取組と修士レベルの教員養成の取組とが分節化されることなく1つの文で表現されていて、誤読される危険性が否定できないためわかりやすい表現に改めるべきである。

第2は、教職大学院を含む修士レベルの現職研修の拡充を図る観点から、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく研修等定数に関してさらなる増員を図り、大学院への派遣に係るものについては優先的に配分を行うことを、【主な取組】の「3-1」の説明部分で明記すべきである。特に教職大学院では、現職教員を対象にスクールリーダーの育成について成果をあげていることから、教職大学院への現職教員の派遣について一層の充実を図る必要がある。

「審議経過報告」においても、41 ページに「研修等定数の効果的活用」と記述されているが、これだけでは不十分であると考ええる。

また、例えば、教職大学院の学校現場での実習を重視した教員養成カリキュラムを修了した者に対しては、教員採用試験における一部試験の免除等教職大学院への進学に対する何らかのインセンティブについて検討が望まれることを【現状と課題】に明記すべきである。さらに教職大学院及び高度専門職業人としての新たな教員養成の修士プログラムを修了した者については、採用後に処遇面でも配慮されることが望ましい。

第3は、学費負担を軽減し、優秀な学生が大学院で安心して教員に必要な学修研究に取り組めるよう、特別な奨学金制度の創設等、給付型の経済支援を強化する仕組みを構築することを、【主な取組】の「3-1」の説明部分において明記すべきである。

「審議経過報告」では、68 ページの「基本施策 14」の大学院の機能強化等に関わって、【現状と課題】の最後に、「給付型の経済支援を強化する必要がある。」との指摘がみられる。こうした文脈からの分枝として、「基本施策 3」の当該個所に上記のことを記載することは合理的であり、必要であると考ええる。

3. 地域社会との関わりをめぐって：「基本施策 20 地域社会の中核となる大学を支援する COC 構想の推進」および「基本施策 23 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備」をめぐって

日本教育大学協会は、「基本施策 20」を高く評価し、重く受け止める。

「審議経過報告」が指摘するように、「知的創造活動の拠点である大学は、地域の中核的存在（Center of Community）である。」とりわけ国立大学（国立大学法人）の教員養成系大学・学部は、近代日本の学校教育制度の発足以来、各地域における学校教育に根ざして相当数の教員を安定的に供給してきたとともに、地域の様々な教育課題の解決に取り組み、地域の発展や活性化に大きく

貢献してきている。また、これら両面において、附属学校の担ってきた役割は大きい。本協会会員である国立大学法人の教員養成系大学・学部は、人材・知見・ノウハウ等が集積された組織として、自治体等と連携し、教育分野における COC としての役割をこれまでも果たしてきたが、より一層強化していく所存である。

また、「基本施策 23」において指摘されている「近年の非正規教員の増加傾向」は、「世界トップの学力水準を目指す」成果目標（31 ページ）からみても重大であり、早急の改善策がとられなければならない。各都道府県教育委員会との連携・協働により、本協会会員である国立大学の教員養成系大学・学部は、この問題の解決に向け取り組んでいきたいと考える。

さらに、知識基盤社会、グローバル化社会を生き抜く人材を育成し、「基本施策 1」及び「基本施策 2」で掲げられている教育の実現など、今後地域の学校が抱える課題や期待に対応するためには、教員養成を行っている大学現場のハード面、ソフト面での環境整備も重要であることを明記すべきである。

4. 「基本施策 25 大学におけるガバナンスの機能強化」をめぐって

「審議経過報告」は、96 ページ【主な取組】において、国立大学に関わっては、「学長・学部長のリーダーシップの発揮等による適切な意思決定を可能とする組織運営の確立、基盤的経費の一層のメリハリある配分等、そのための支援を実施する。」としている。

しかし、国立の教員養成系大学・学部、とりわけ元々財政規模が大きくなく人件費比率が 80%程度であった単科の教員養成系大学は、第 1 期中期目標期間における運営費交付金の毎年度 1%削減およびそれに加えての人件費の抑制措置、さらには第 2 期中期目標期間に入ってから相次ぐ予算削減措置等により、基盤的経費が、大学としての日常の教育研究経費の維持に支障をきたしかねない水準に至っている。そのため、国立の教員養成系大学・学部においては、その最も重要な資産であり学修環境である大学教員の専任教員数を、法人化前と比べて 2 割前後削減した、または、しようとしている現状がある。

こうした厳しい財政状況の中で、国立の教員養成系大学・学部が、教員養成の修士レベル化を主体的に担っていくためには、そのための独自の財政的措置が必要である。この課題は、個々の大学・学部のリーダーシップや経営的な裁量の範囲を超えていることは明らかである。

特に教職大学院の場合、修士課程と比較して、45 単位以上という多い単位数の修了要件、そうした教育課程の運営に必要な教員数、その内 4 割以上必要な実務家教員、教職大学院担当教員は大学設置基準や大学院設置基準の教員の数に算入できないとの規定、さらには、新たに整備しなければならない施設設備等の財政的負担を伴う問題があり、仮に設置基準の緩和等が施されたとしても、

教職大学院を設置し運営するための財政的な負担は、なお重い。

教員養成の修士レベル化を段階的かつ着実に実現するための独自の財政措置に関する具体的な施策を、第2期教育振興基本計画に盛り込むことを強く要望するものである。

5. 「基本施策 26 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進」をめぐって

「審議経過報告」は、「基本施策 26」の【主な取組】「26-3」において「各大学が国公立大学の設置形態を超え……共同の教育・質保証システムの構築を行う優れた取組を重点的に支援することにより、各大学の強みを活かした機能別分化を推進するとともに、様々な社会の要請に応える人材の育成を図る。」としている。この観点は重要な指摘であり、日本教育大学協会としても、教員養成の分野において、こうした方向性について改革の具体化を図っていきたいと考える。

以 上